

---

---

## 第2章 計画の基本方向

---

---

# 第1節 群馬県の環境行政を振り返って(2020-2025)

## 1 群馬県及び国等の動き

前回計画を策定した2016(平成28)年から2025(令和7)年までの群馬県及び国等の動向は次のとおりです。

### 環境行政の動き(2016-2025)

年度	群馬県の取組	国等の動き
2016 (H28)	「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」策定 「群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 「第8期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定 「群馬県災害廃棄物処理計画」策定 「生物多様性ぐんま戦略」策定	「パリ協定」発効 「地球温暖化対策推進法」改正 「地球温暖化対策計画」策定
2017 (H29)	「ぐんまちゃんのこども環境白書」「ぐんまちゃんのごみBOOK」作成 「群馬県交通まちづくり戦略」策定	地域適応コンソーシアム事業実施 (3か年計画)
2018 (H30)	気候変動による高山・亜高山生態系への影響調査実施(2か年計画)	「気候変動適応法」施行 「第五次環境基本計画」策定 「第五次エネルギー基本計画」策定 「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 「新・尾瀬ビジョン」改定
2019 (R元)	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」 「群馬・気象災害非常事態宣言」 「建築物等における木材の利用の促進に関する方針」一部改正 「全力疾走366プラン」策定 「ぐんまSDGsイニシアティブ」発信 「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」変更 「第9期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定	「プラスチック資源循環戦略」策定 大阪首脳宣言(「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」共有) 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
2020 (R2)	「新・群馬県総合計画(ビジョン)」策定 「群馬県環境基本計画2021-2030」策定 「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」策定 「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」改訂 「群馬県災害廃棄物処理計画」改訂 「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」策定 「群馬県森林・林業基本計画2021-2030」策定 「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第6期)」策定	「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
2021 (R3)	「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」策定 「群馬県流域別環境基準維持達成計画(2021-2025)」策定 「群馬県第13次鳥獣保護管理事業計画」策定	「地球温暖化対策計画」策定 「気候変動適応計画」改訂 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 「第六次エネルギー基本計画」策定 「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」 「京都議定書第16回締約国会合」 「パリ協定第3回締約国会合」

年度	群馬県の取組	国等の動き
2022 (R4)	「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」動物編(動物レッドデータブック)改訂 「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」植物編(植物レッドデータブック)改訂 「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」変更(「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」策定等) 「第10期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定 「建築物等における木材の利用の促進に関する方針」一部改正	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 「ラムサール条約第14回締約国会議」 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択
2023 (R5)	「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」一部改定 「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画(第6期)」変更 群馬県植物レッドリスト(2023年部分改訂)	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)」施行 「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」策定 「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定
2024 (R6)	「グリーンイノベーション群馬戦略2035」策定 「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」表明 群馬県動物レッドリスト(2024年部分改訂) 群馬県植物レッドリスト(2024年部分改訂)	「第六次環境基本計画」策定 「生物多様性条約第16回締約国会議」 「カルタヘナ議定書第11回締約国会合」 「名古屋議定書第5回締約国会合」 「国連気候変動枠組条約第29回締約国会議」 「砂漠化対処条約第16回締約国会議」 「地球温暖化対策計画」策定 「第七次エネルギー基本計画」策定 「GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」策定
2025 (R7)	「第11期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定 「(仮称)群馬県水素ビジョン」策定 群馬県植物レッドリスト(2025年部分改訂)	「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」施行 「地球温暖化対策計画」策定

## 2 施策の柱(4本柱)ごとの振り返り

現行計画を施策の柱(4本柱)ごとに振り返り、現状と課題について次のとおり整理しました。

### (1)地球温暖化対策の推進

2006(平成18)年度から、県内の事業者に対して、地球温暖化防止に向けた自主的な取組として、「環境GS(Gunma Standard)認定制度」を創設しました。2024(令和6)年度末で2,397事業者が認定を受けました。

本県全体での温室効果ガスの排出量は、最新値の2022(令和4)年度は14,218千t-CO<sub>2</sub>であり、当初の目標設定時に把握した2013(平成25)年度の17,575千t-CO<sub>2</sub>から19.1%減少しました。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)からの経済活動の回復等により、運輸部門での排出量が増加した一方、産業・業務・家庭部門の省エネルギー化が進んだため、前年度に比べ排出量が減少しました。その内訳は、産業部門が約30%、業務その他部門が約17%で、2部門で温室効果ガス排出量のおおよそ半分を占めています。業務その他部門(オフィス部門)で県内最大級の排出事業者となる県は、自ら率先して温室効果ガスの排出削減を図り、県民及び事業者をリードすることが求められます。また、温室効果ガスの削減率の少ない家庭部門や、運輸部門における自動車利用も含めて、日照時間の長さや豊富な水資源を生かした再生可能エネルギーの導入と省エネルギーをハード面並びにソフト面で推進し、ネット・ゼロに向けた取組を加速する必要があります。

二酸化炭素を排出せず、エネルギーを貯め、運び、利用することができる特性(貯蔵性、可搬性、柔軟性)を有する水素は、我が国のエネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札として期待されています。2024(令和6)年度に「板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド<sup>3</sup>事業及び水素利活用事業」について設計を完了し、2025(令和7)年度に分譲を開始しました。

## (2)持続可能な循環型社会づくり

本県における一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均と比して高い傾向で推移しており、県ではごみの減量について、5R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リスペクト)<sup>4</sup>を推進しています。

プラスチックごみを減らすため、ワンウェイプラスチック<sup>5</sup>から再生プラスチックや代替プラスチックへの利用転換を促し、流域に拡散するマイクロプラスチック<sup>6</sup>を削減することが求められています。県では、環境にやさしい買い物スタイルの普及やグリーン購入の推進、県主催の事業等におけるリユース食器の活用、「ぐんまプラごみ削減取組店登録制度」など、プラごみ削減に向けた各種媒体による広報等を実施しています。

生活系の可燃ごみの約3割は台所から排出される生ごみで、事業系の可燃ごみの約2割は食品小売業や飲食業から排出される生ごみとなっており、食品ロスの削減に取り組む必要があります。県民の皆さんに5Rの行動を宣言してもらう「ぐんま5R宣言」や、3きり運動(食べきり、使いきり、水きり)、会食・宴会時の食べ残しを減らす30・10(さんまる・いちまる)運動(最初の30分と終わりの10分は自分の席で料理を楽しむ)、小盛やハーフサイズメニューの設定等により食品ロスを削減する「ぐんま食品ロス削減推進店登録制度」など、ごみの減量に向けた普及啓発を進めています。

2020(令和2)年度に策定した「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」に基づき、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、2016(平成28年度)に策定(2020[令和2]年度に一部改訂)した「群馬県災害廃棄物処理計画」では、大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時からの相互支援体制の構築を図っています。

県民や事業者も一つの資源として捉え、パートナーシップを構築し、持続可能な社会に向けた人材育成が求められます。

県では、地域の環境保全活動の牽引役を育成する取組として、「群馬県環境アドバイザー登録制度」を設けていますが、活動する機会が限られているのが現状です。こ

<sup>3</sup> マイクログリッドとは、特定の地域や施設単位で電力の発電・供給・管理を行う小規模な電力網を指します。通常の大規模な電力網と接続しながらも、災害時などには独立して電力供給を継続できる「自立運転」が可能で、脱炭素社会への貢献と災害時対応の両面で注目されています。

<sup>4</sup> 5Rとは、3R(リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用])に、Refuse(リフューズ[断る])、Respect(リスペクト[敬意を表す])を加えた群馬県独自の取組です。

<sup>5</sup> ワンウェイプラスチックとは、使い捨てのプラスチック製品を指します。

<sup>6</sup> マイクロプラスチックとは、直径5mm以下の非常に小さなプラスチック片を指します。自然界では分解されにくく、長期間残り続け、魚類や貝類が摂取し食物連鎖を通じて人間にも影響を及ぼす可能性が示唆されていたり、有害化学物質を吸着しやすかったりする特徴があるため問題となっています。

のため、2012(平成24)年度からは、「ぐんま環境学校(エコカレッジ)」を創設し、ボランティア相互のネットワークづくりと主体的に環境学習を実施できる人材の育成に努め、2024(令和6)年度末までに304人が修了しました。こうした取組により、県民・事業者には環境保全の大切さの理解を深める取組を加速するとともに、ライフステージごとの対応や情報発信方法の検討が求められています。

### (3)自然との共生と森林(もり)づくり

森林には、水源かん養、土砂災害防止、多様な動植物の生息生育地の提供、美しい景観形成、木材・食料等の資源供給、森林浴などの心身の癒し等、様々な公益的機能を備えており、私たちはそうした恩恵を持続的に享受するため森林を適切に管理する必要があります。

本県の森林は県域の67%を占め、豊かな自然資源を有しており、人々との共生を図る取組が求められます。

森林が有する公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対する支援や、条件不利地、保安林等の公益上特に重要な森林に対する間伐等、森林整備を実施しました。また、森林を支える仕組みづくりとして「森林ボランティア支援センター」において、専用ホームページや情報誌による情報発信や森林ボランティア活動団体を対象にした刈払機の取扱いなどの安全研修、森林整備作業器具の貸出し等を実施し、森林ボランティア団体の活動を支援しています。

その他の自然環境として、2007(平成19)年度に「尾瀬」が「日光国立公園」から独立し、公園区域を拡大し、「尾瀬国立公園」として、全国29番目の国立公園に指定され、2024(令和6)年度は155,630人が尾瀬を訪れています。この尾瀬をフィールドとして、2008(平成20)年度から、環境学習を通して、群馬の子どもたちの自然を守る意識と郷土を愛する心を育むことを目的に「尾瀬学校」を推進しています。2015(平成27)年度には、芳ヶ平湿地群が、群馬県3例目のラムサール条約湿地<sup>7</sup>として登録されました。また、2021(令和3)年度から「尾瀬学校」を改変し「新・群馬県総合計画(ビジョン)」で掲げる「始動人」<sup>8</sup>を育成するため、教育イノベーションの一環として、尾瀬国立公園又は芳ヶ平湿地群の自然環境や観光資源の魅力を活かした学びと体験により、探究的・教科横断的なSTEAM教育<sup>9</sup>「尾瀬ネイチャーラーニング」を展開しています。

一方で、2014(平成26)年度には、生物多様



尾瀬ネイチャーラーニングの様子

<sup>7</sup> このほか、2005(平成17)年度に尾瀬、2012(平成24)年度に渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されています。

<sup>8</sup> 始動人とは、群馬県が独自に定義した人材像で、自分の頭で考え、他人が動かない領域で動き出し、生き抜く力を持った人のことです。変化の激しい時代に対応するため、主体的・創造的・挑戦的な人材を育てることを目的としています。

<sup>9</sup> STEAM教育は、科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術(Arts)、数学(Mathematics)の5つの分野を統合した教育アプローチです。単なる知識の習得ではなく、創造力・問題解決力・論理的思考力・表現力など、未来を生き抜く力を育てることを目的としています。

性の保全などを目的に「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を制定するとともに、11種を特定県内希少野生動植物種に指定し、2023(令和5)年度には新たに7種を追加指定しました。また、「群馬県レッドリスト」は2024(令和6)年度に植物と動物を改訂しました。そのなかで新たにコケ植物を加えたところ、絶滅又は絶滅のおそれのある野生生物が2022年版の1,214種から1,272種<sup>10</sup>に増加していることが明らかとなりました。

里地里山環境では多種多様な野生動植物が生息・生育しています。しかし、人口減少による人の活動域の減少、管理されなくなった農地・里山等の増加や狩猟者の減少に伴う捕獲圧の減少による野生動物の生息域の拡大や生息数の増加により、シカやイノシシなどの一部の野生動物による農林業被害額は高止まりしており、近年では、クマの人の生活圏への出没による人身被害の増加のほか、野生動物との交通事故の発生なども問題となっており、鳥獣害対策も喫緊の課題となっています。

#### (4)安全・安心で快適な生活環境づくり

2009(平成21)年に環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)については、2013(平成25)年度までに9測定局の監視体制を整え、県ホームページを通じて測定結果を公表しています。また、2012(平成24)年度にPM2.5注意報発令体制を整えましたが、2024(令和6)年度まで発令実績はありません。

河川の環境基準達成率は、近年80%台で推移しており、長期的には改善傾向にあるものの、全国平均と比較すると低い水準にあります。環境基準を達成できていない地点では、生活系や産業系の汚濁負荷が大きく、浄化槽の適正管理指導や合併処理浄化槽の整備推進等による生活排水対策や工場・事業場に対する適正な排水処理の指導等を継続しています。

2011(平成23)年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県では一時的に空間放射線量率の上昇が認められましたが、その後減少し、現在の空間放射線量率は事故前の平常値の範囲内で安定して推移しています。2012(平成24)年度からは、25基のモニタリングポストで県内全域を常時監視<sup>11</sup>しているほか、携帯型の空間放射線量測定器(サーベイメータ)等により、定期的に生活圏を中心に空間放射線量率を測定し、結果を公表しています。2024(令和6)年度に県内113地点で測定した結果、全地点で空間放射線量率は問題のないレベルで安定していることが確認されました。

その他、県民の快適な暮らしを確保するため、都市公園等の適切な整備や地域景観と快適空間の確保、文化財の適正な保護と活用、県産農畜産物のPRと地産地消の促進を継続しています。



県衛生環境研究所の  
モニタリングポスト

<sup>10</sup> 植物レッドリストは、2025(令和7)年9月に改訂され、1,277種に増加しています。

<sup>11</sup> モニタリングポストによる監視は、2023(令和5)年11月から24基で実施しています。

## 第2節 群馬県の環境の現状

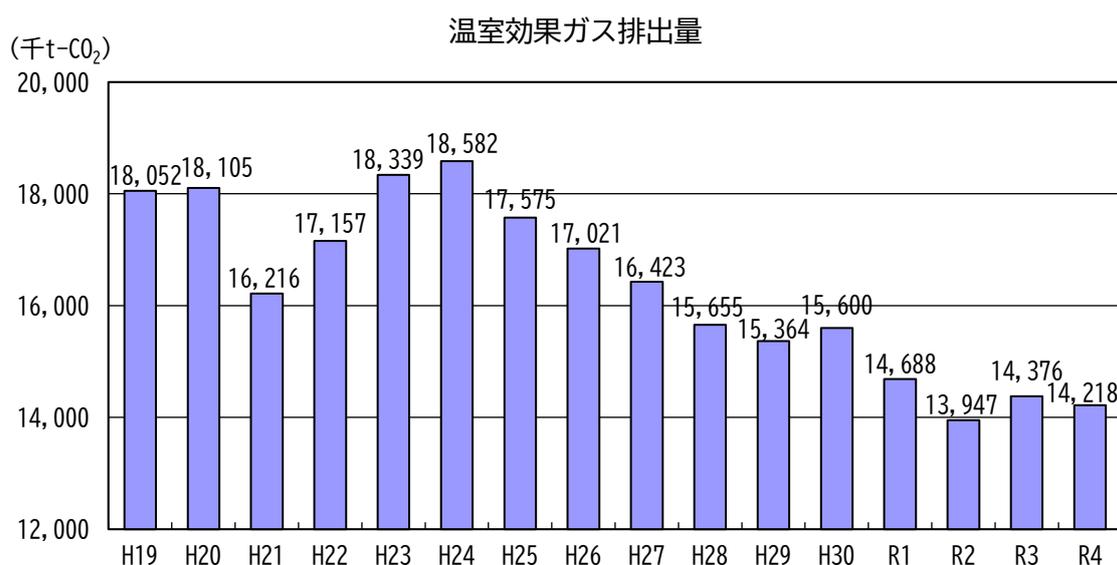
本県は、東西約96km、南北約119km、総面積約6,362km<sup>2</sup>の県土を有し、海拔12m程度から2,500m超までの変化に富んだ地形の中に、森林や利根川に代表される多くの河川、湖沼などが存在する豊かな自然に恵まれた県土を有しています。

このような県土の上に、多くの動植物により多様な生態系が形成され、そこに暮らす人々は、環境との調和を図りながら生活を営み、産業や文化を育んできました。

群馬県の環境の現状は、次のとおりです。

### 1 温室効果ガス

温室効果ガス排出量は、2012(平成24)年度にピークの18,582千t-CO<sub>2</sub>に達しました。その後、エネルギー使用量の減少等により減少傾向となり、2020(令和2)年度には新型コロナウイルスの影響による活動自粛で、13,947千t-CO<sub>2</sub>まで大幅に減少しました。活動が再び活発になるにつれ、排出量も増加に転じましたが、基準年度である2013(平成25)年度からは減少傾向となっています。



### 2 水質

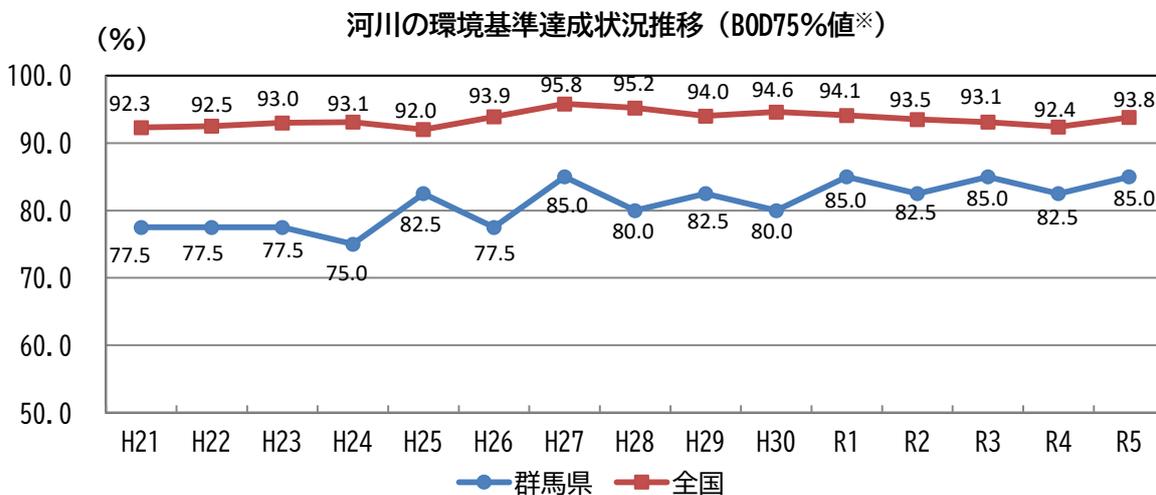
2023(令和5)年度の河川におけるBOD<sup>12</sup>の環境基準達成率は85%と、全国平均の93.8%を下回る低い水準です。長期的には改善傾向が見られるものの、2016(平成28)年度以降は横ばいの状況となっています。

また、湖沼におけるCOD<sup>13</sup>の環境基準達成率は75%と、全国平均の52.6%を上回る高い水準です。

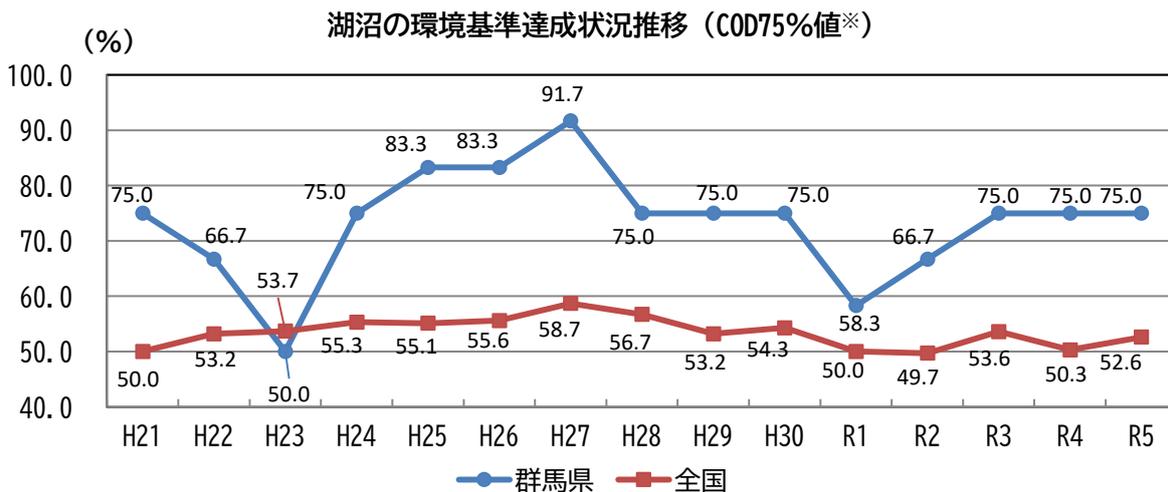
<sup>12</sup> BOD(生物化学的酸素要求量)は、水中の微生物が汚濁物(有機物)を分解するときに消費する酸素の量で、単位はmg/Lで表します。河川水、排水などの汚濁の程度を示すもので数値が大きいほど水が汚れていることを示します。

<sup>13</sup> COD(化学的酸素要求量)は、酸化剤(過マンガン酸カリウム)が水中の汚濁物を酸化する時に消費する酸素の量で、単位はmg/Lで表します。湖沼や海の汚れを測る代表的な目安として使われます。この値が大きいほど水が汚れていることを示します。

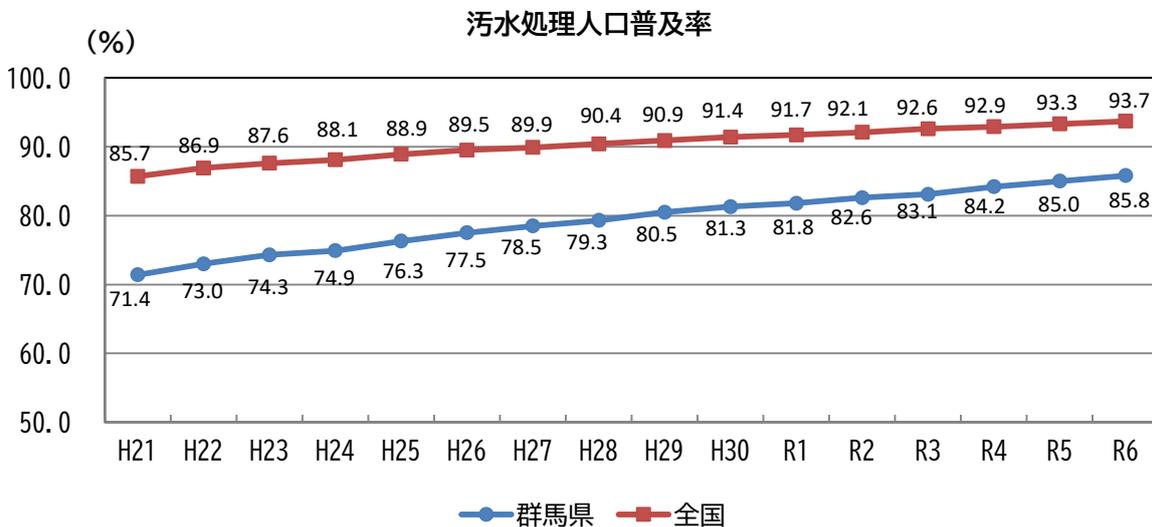
汚水処理人口普及率は85.8%で、上昇傾向にあるものの、全国平均の93.7%を下回っています。しかし、全国平均との差は年々縮まっており、2009(平成21)年度の14.3ポイント差から、2024(令和6)年度には7.9ポイント差となりました。



※BOD75%とは、年間のBOD日間平均値の全データをその値の小さいものから順次並べ、0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値で、その値と環境基準を比較して適否を判断します。

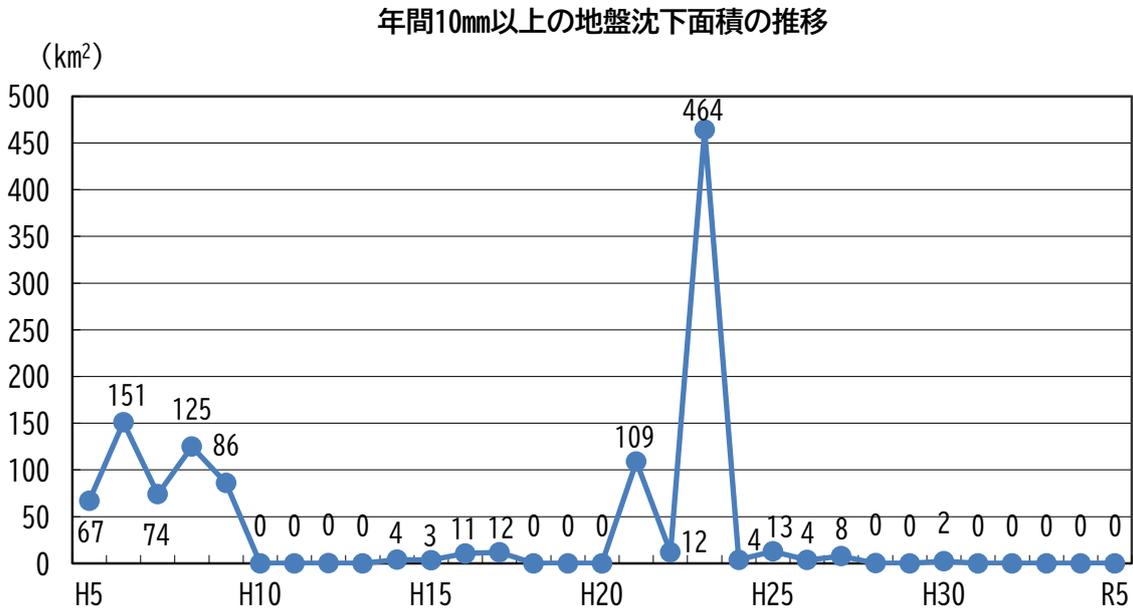


※COD75%とは、年間のCOD日間平均値の全データをその値の小さいものから順次並べ、0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値で、その値と環境基準を比較して適否を判断します。



### 3 地盤

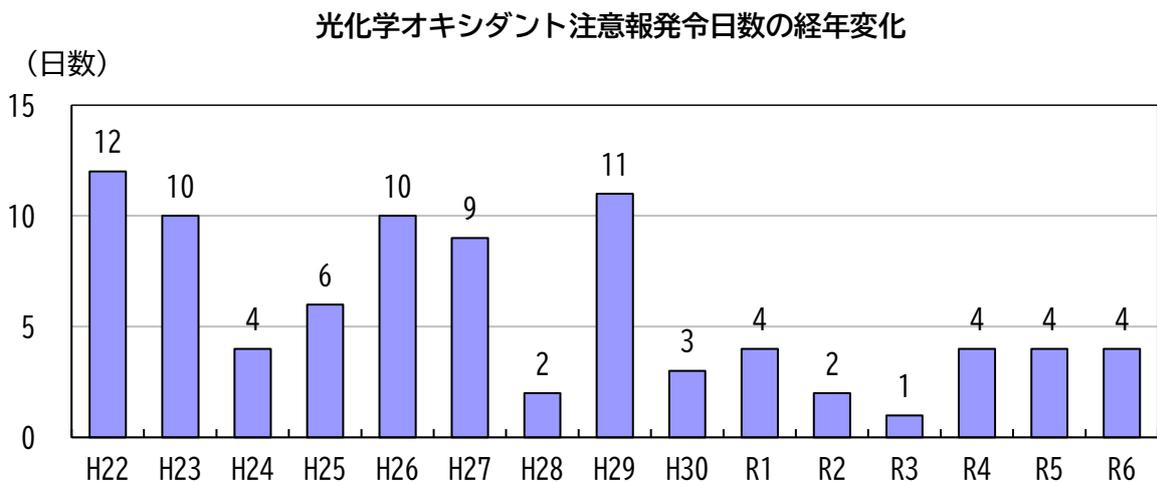
2011(平成23)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響で大幅な地盤沈下が発生しましたが、2012(平成24)年から2023(令和5)年までの間では地震前の傾向と同様に、注意が必要となる20mm以上の地盤沈下はありませんでした。



### 4 大気

大気常時監視項目のうち、光化学オキシダントのみ環境基準を達成することができず、毎年注意報を発令しています。

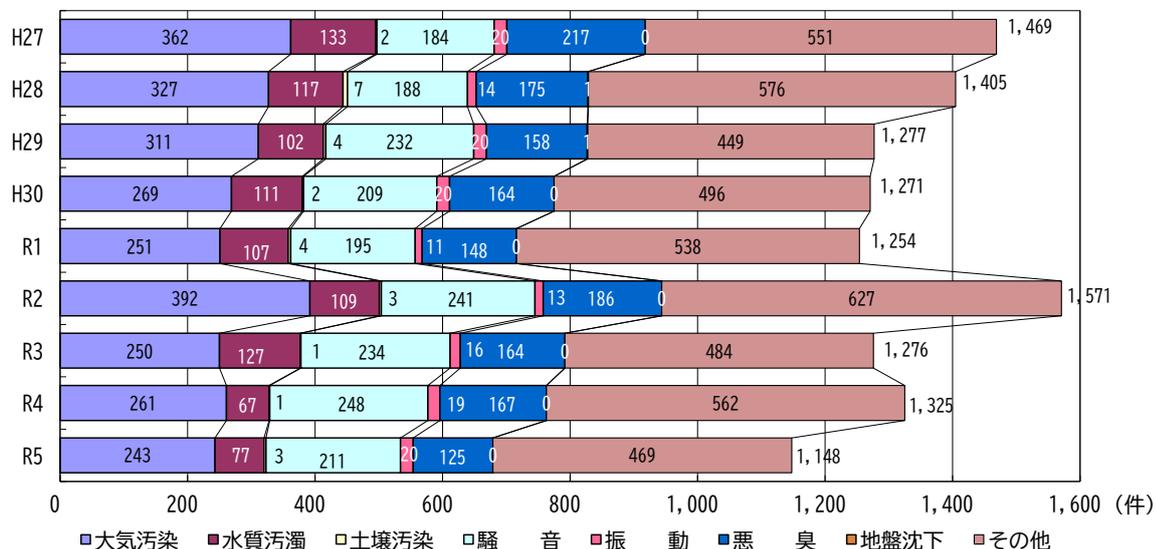
近年の発令日数は、ほぼ横ばい傾向にあります。



## 5 公害苦情

2023(令和5)年度に県、市町村で新規に受け付けた公害苦情の件数は1,148件で、2015(平成27)年度以降で最も少ない件数となっています。

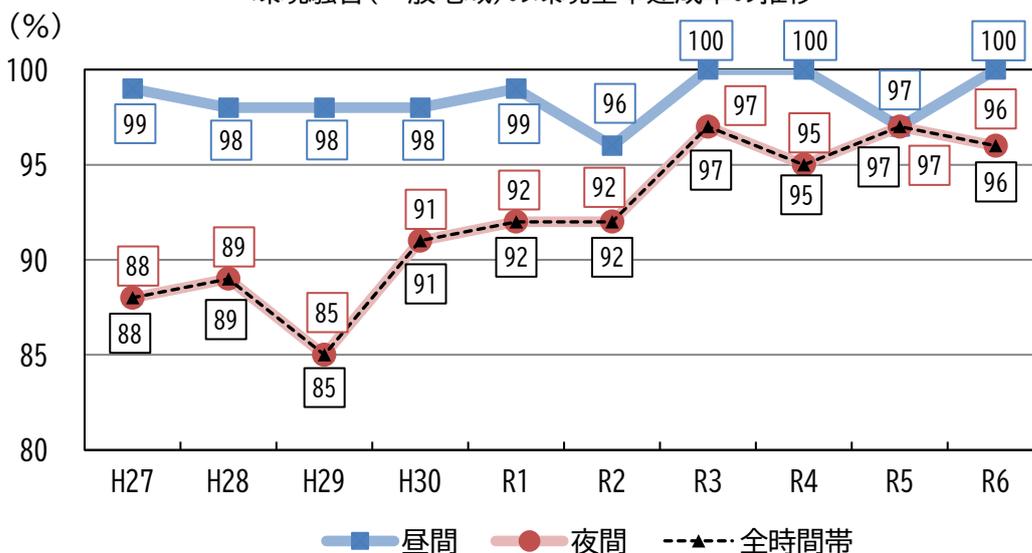
苦情処理件数の年度別推移



## 6 騒音

2024(令和6)年度の環境基準達成率は、全時間帯で97%、昼間で100%、夜間で97%でした。全時間帯で緩やかな改善傾向が見られ、高い環境基準達成率となっています。

環境騒音(一般地域)の環境基準達成率の推移

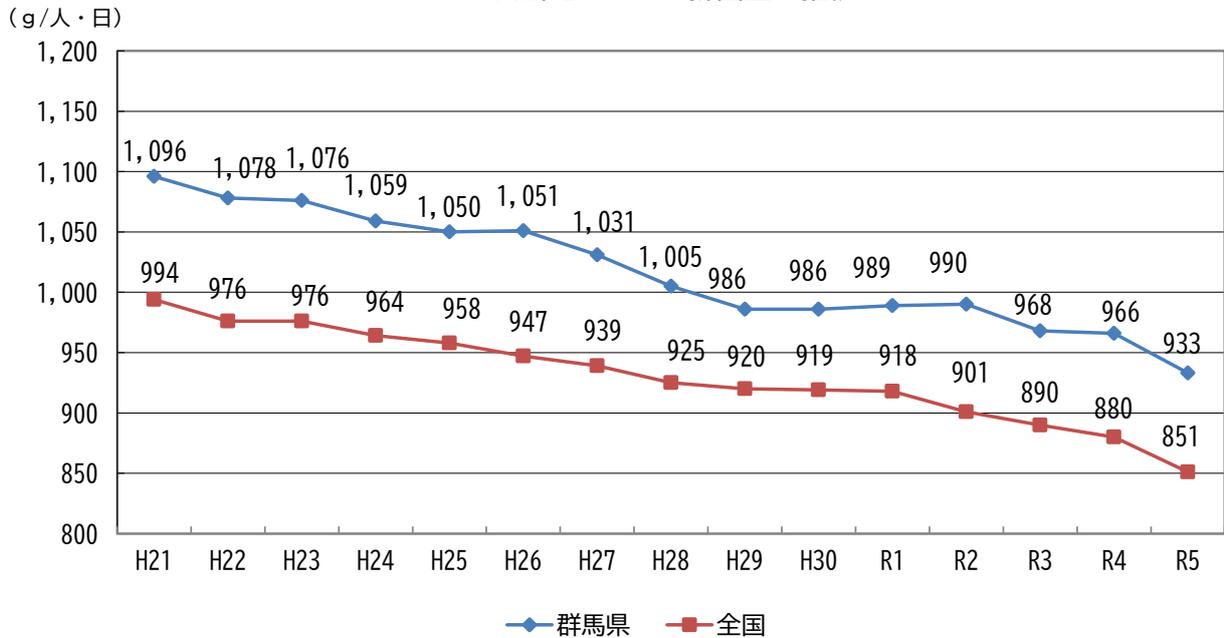


## 7 廃棄物

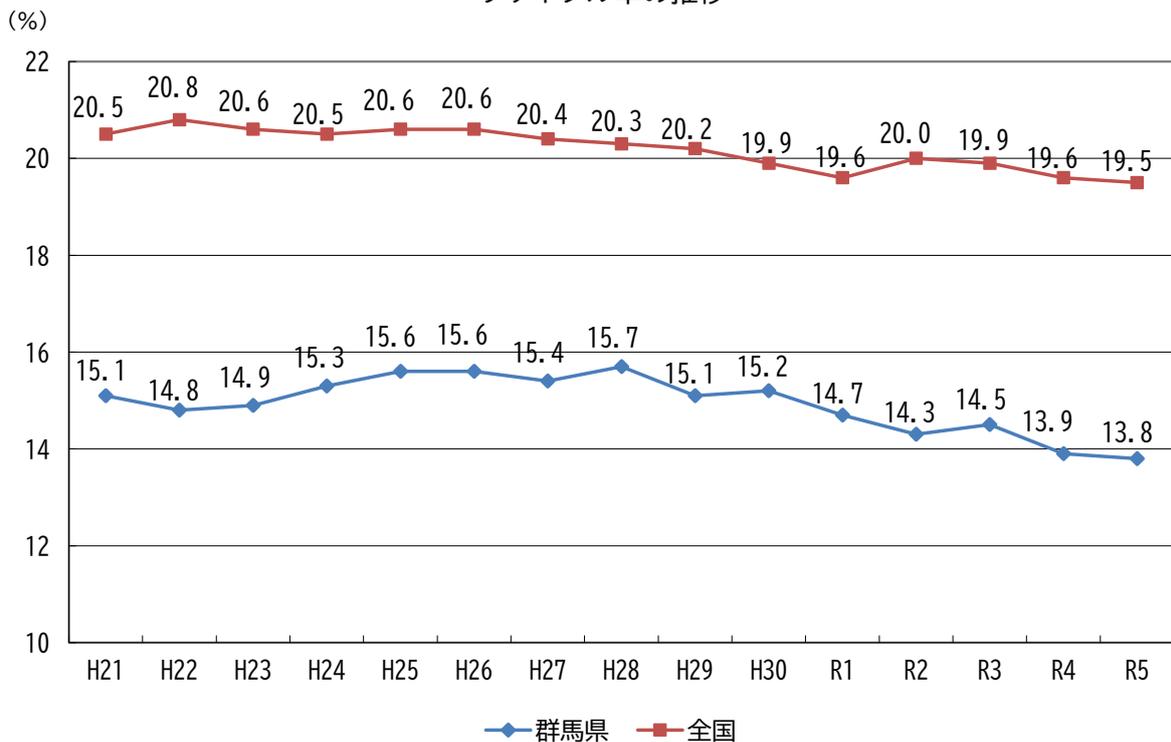
2023(令和5)年度の一人一日当たりのごみ排出量は933gで減少傾向にあります。全国平均の851gに比べて82g多く、より一層のごみ減量化が必要です。

また、リサイクル率は13.8%で、全国平均値の19.5%に比べて5.7ポイント低くなっています。

一人一日当たりのごみ排出量の推移



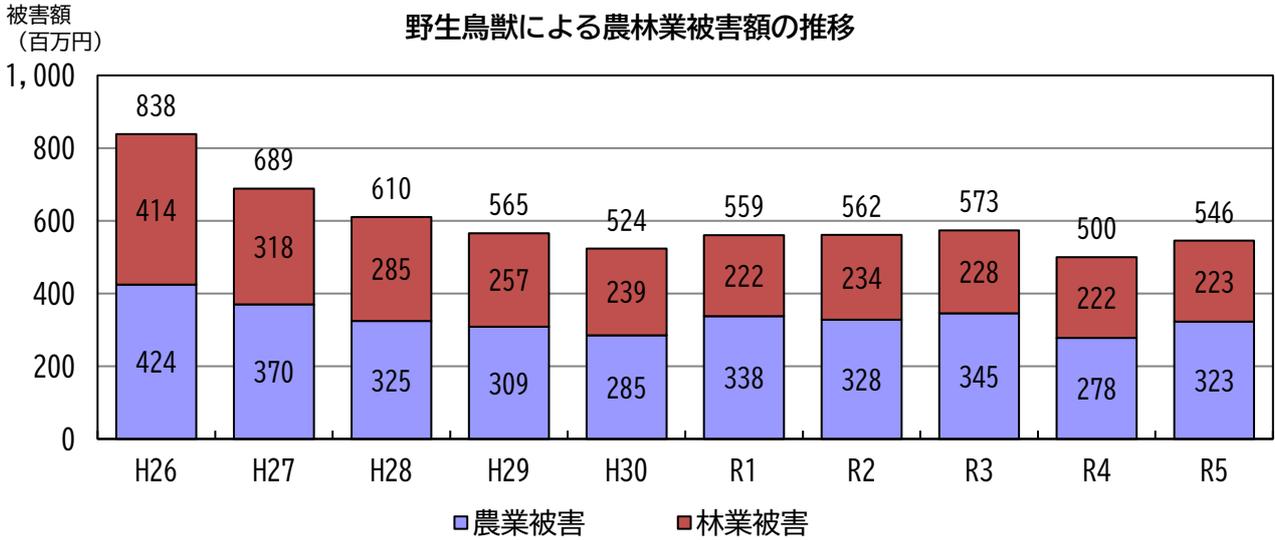
リサイクル率の推移



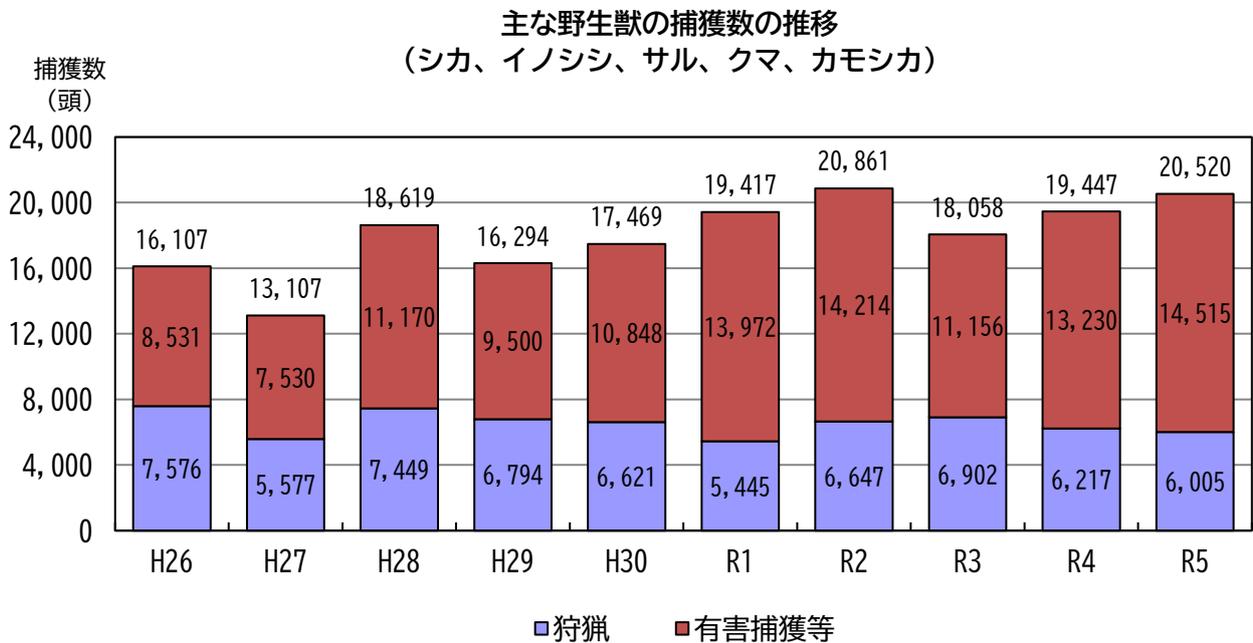
## 8 野生動物

2023(令和5)年度の野生動物による農林業被害額は546百万円でした。これは、2014(平成26)年度と比較して減少していますが、2017(平成29)年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

また、野生動物(シカ、イノシシ、サル、クマ、カモシカ)の捕獲数は20,520頭で、2021(令和3)年度以降、年々増加傾向にあります。



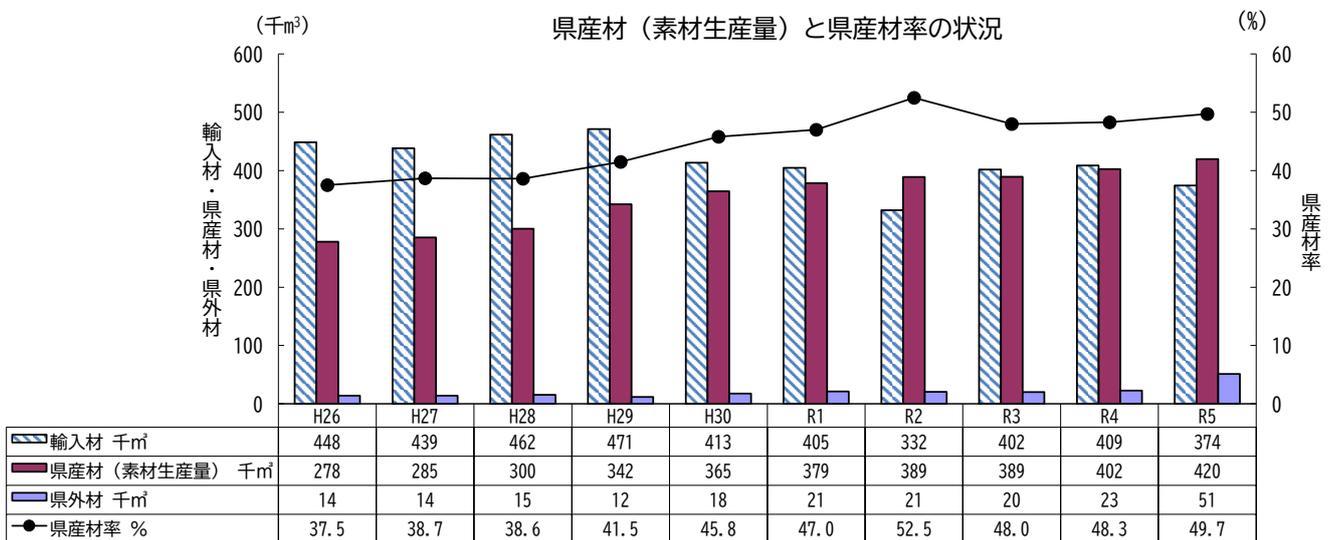
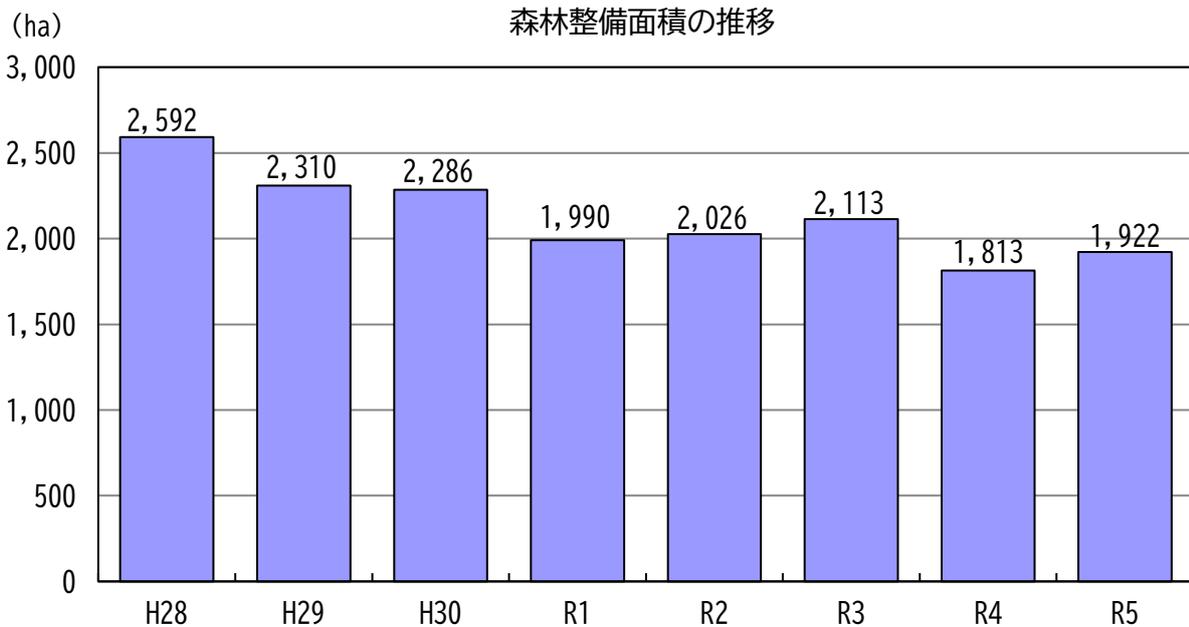
(注) 百万円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。



## 9 森林環境

2023(令和5)年度の森林整備面積は1,922haで、2016(平成28)年度の2,592haと比べて670ha減少しています。

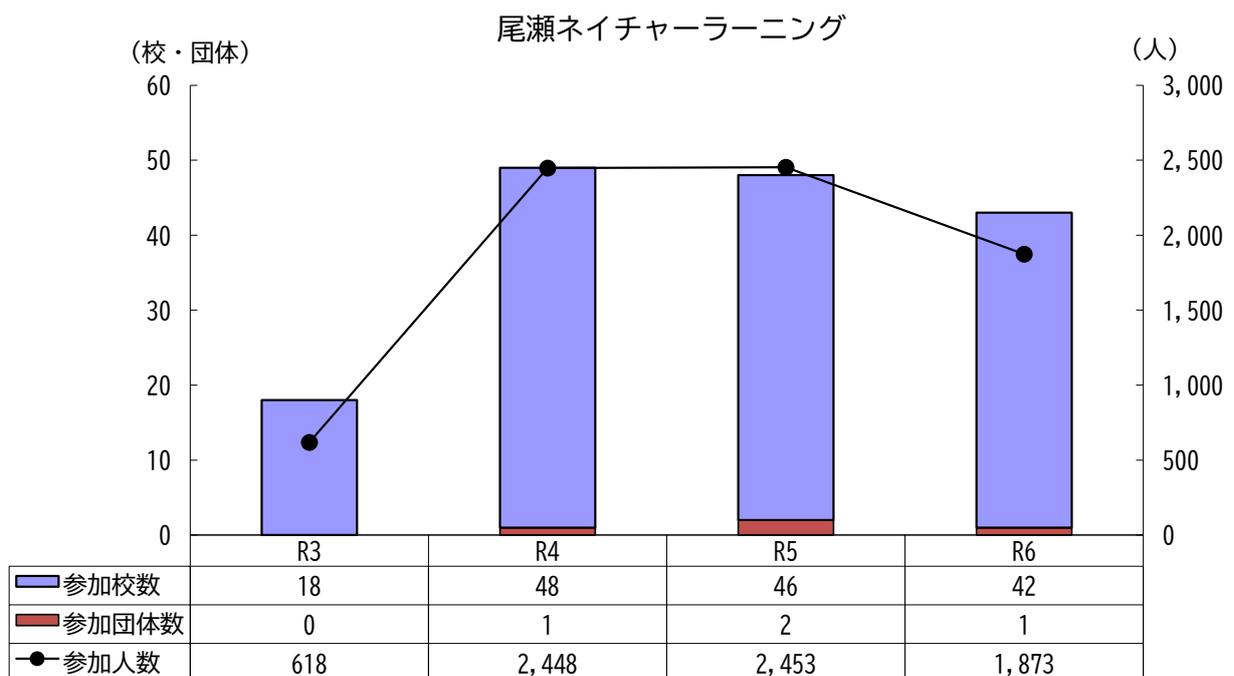
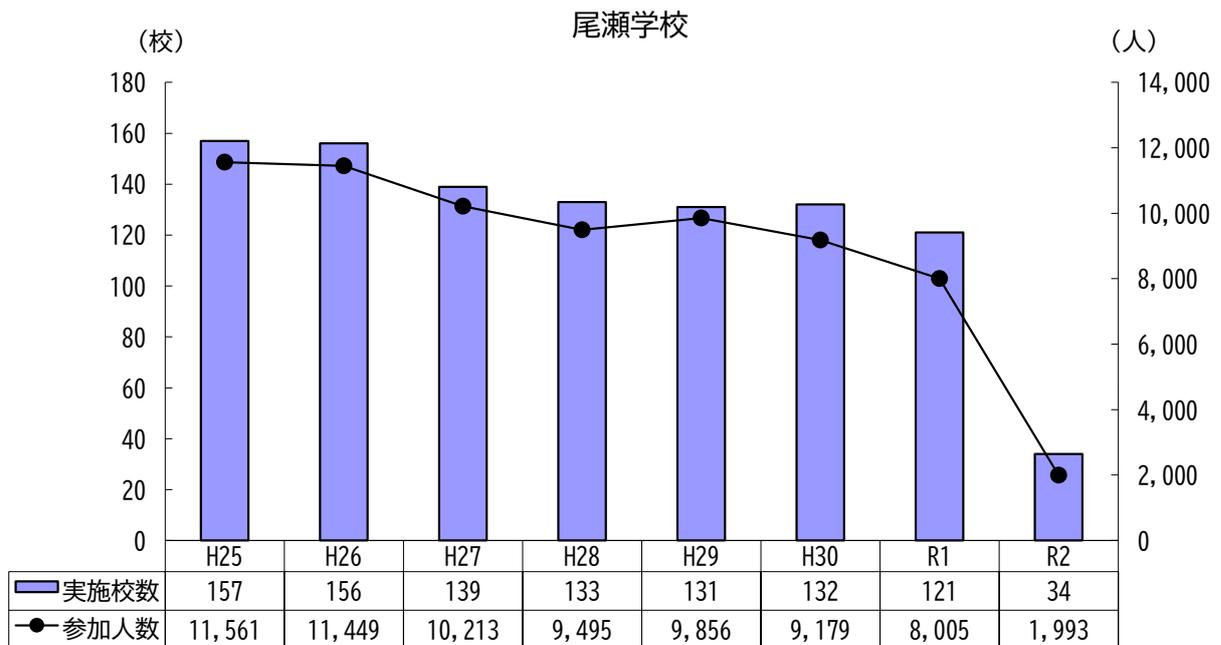
また、2023(令和5)年度の素材生産量は420千 $m^3$ で、県内で使われた木材のうち、県産材の利用率は49.7%でした。2014(平成26)年度は素材生産量が278千 $m^3$ で、利用率が37.5%だったため、いずれも増加しています。



## 10 環境学習・自主的取組

県内の小中学生が尾瀬を訪れ、貴重な自然を体験する「尾瀬学校」は、2020(令和2)年度の新型コロナウイルスによる活動自粛の影響により、実施校数が34校、参加人数が1,993人まで減少しました。

2021(令和3)年度からは事業の見直しにより、誰もが取り組める入門的なSTEAM教育プログラムの実践・定着を目的とした「尾瀬ネイチャーラーニング」に改変して、2024(令和6)年度には、42校1団体、1,873人が参加しています。



## 第3節 群馬県の特徴

### 1 日本を東西南北に結ぶ高速交通ネットワークの結節点

#### (1)“東京から100km圏”の地理的アドバンテージ

- ・我が国の経済活動の中心であり、巨大市場を形成する東京から100km圏に位置しており、地理的条件に恵まれた立地条件です。

#### (2)日本の中央に位置する交通の結節点

- ・本県は、古くから、東京圏、信越地方、東北地方、中京圏を結ぶ広域的な交流の要衝として、様々な交通が発達してきました。
- ・近年では、圏央道の延伸や北陸新幹線が敦賀まで延伸されるなど、東西南北を十字に貫く高速道路や新幹線の整備が進み、全国でも有数の結節点となっています。

### 2 多彩で豊かな自然資源と快適で住みやすい風土

#### (1)貴重な自然の宝庫

- ・本県には、県のシンボルである「上毛三山(赤城山、榛名山、妙義山)」のほか、谷川岳や尾瀬など国内でも屈指の景勝地を有する国立・国定公園や、ラムサール条約湿地である尾瀬、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群があるほか、多様な自然生態系に恵まれています。

#### (2)多彩で魅力的な温泉

- ・全国にその名が轟く草津、伊香保、みなかみ18湯、四万を始め、100を超える名湯・秘湯に恵まれています。

#### (3)豊富な資源

- ・流域面積日本一である利根川の水源県であるとともに、多くのダムを有し、豊富な水資源に恵まれていることから、本県は首都圏の水がめとして重要な役割を果たしています。
- ・本県の森林面積は関東地方で最も多く、豊かな森林資源を有しています。また、人工林の多くは木材として利用可能な林齢に達していることから、今後の利活用が期待されます。
- ・本県は、年間の日照時間が全国上位で、豊富な水資源、豊かな森林資源を保有しており、これらの再生可能エネルギー資源を活用した発電・熱利用等に適した条件を備えています。

#### (4)自然災害の少なさ

- ・これまでに台風などによる風水害、雪害、大規模な地震の発生が比較的少ないことから、県民の多くが「自然災害の少なさ」を強みと感じています。

### 3 世界に誇る歴史と文化

#### (1) 絹の国ぐんま

- ・2014(平成26)年、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産に登録され、同年に富岡製糸場の繰糸所、東置繭所、西置繭所が国宝に指定されました。また、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」や県内各地に残るぐんま絹遺産など、国内外に誇る絹遺産が数多く存在しています。



県立日本絹の里  
(観光ぐんま写真館提供)  
(<https://gunma-kanko.jp/>)

#### (2) 古代文化

- ・本県は古代から脈々と築き上げられた歴史と多彩な文化に富んだ地域です。古代文化の隆盛をしのばせる古墳群、様々な伝説を持つ由緒ある神社仏閣など、歴史的な文化遺産や文化財が数多く存在します。

#### (3) 地域に根ざした特有の文化

- ・本県の冬の長い日照、からっ風、水はけのよい土壌などは小麦の栽培に適した環境であるため、小麦粉を使った食文化、すなわち「粉食文化」が根付いています。
- ・地方オーケストラの草分けとして長い歴史を持つ「群馬交響楽団」、群馬の歴史や営みを凝縮した「上毛かるた」など、地域に根ざした文化資産が広く県民に親しまれています。

### 4 多様で高度な産業集積

#### (1) ものづくり立県

- ・日本の近代化を支えた絹産業から輸送用機器や食料品、電気機器等の製造業に至るまで、長い年月を通じて継承されてきた高度な産業技術の集積があり、「ものづくり立県」として発展しています。
- ・熟練の技が光る多数の伝統工芸品があり、絹織物、だるま、近代こけしなどが有名です。

#### (2) 多彩な農林水産物

- ・豊富な水資源や長い日照時間、標高およそ10mの平坦地から1,400mの高冷地までの標高差のある耕地等の環境に恵まれ、年間を通して新鮮な農林水産物が生産され、野菜や果物、きのこ、米麦、牛肉、豚肉、乳製品、淡水魚など多彩な食材を供給しています。

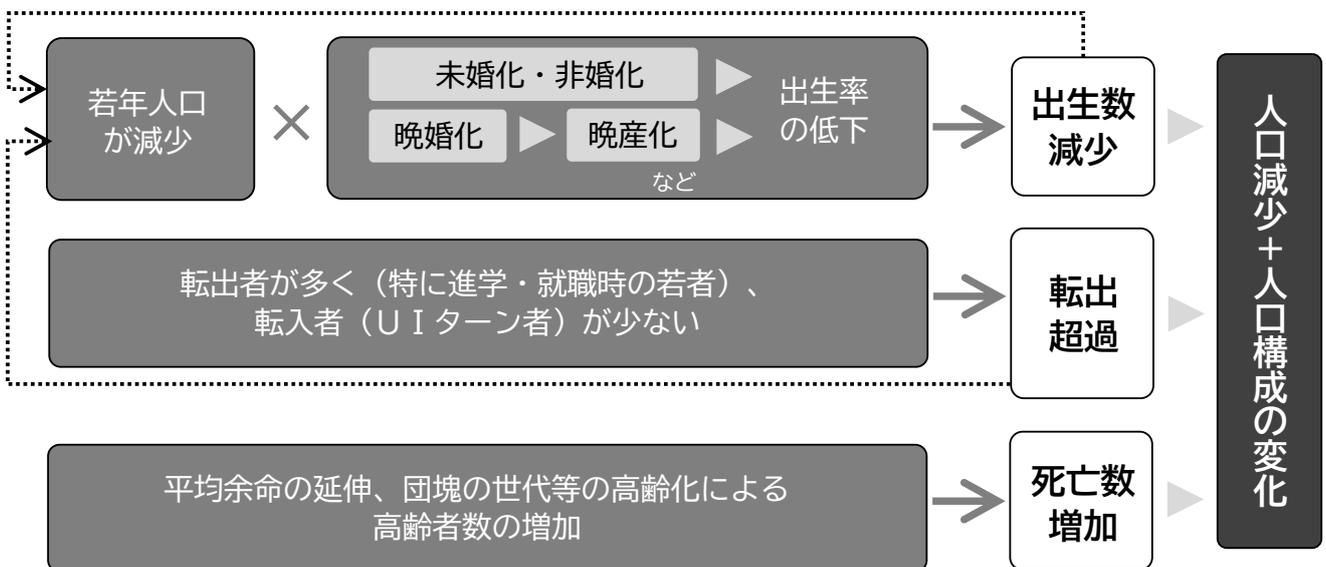
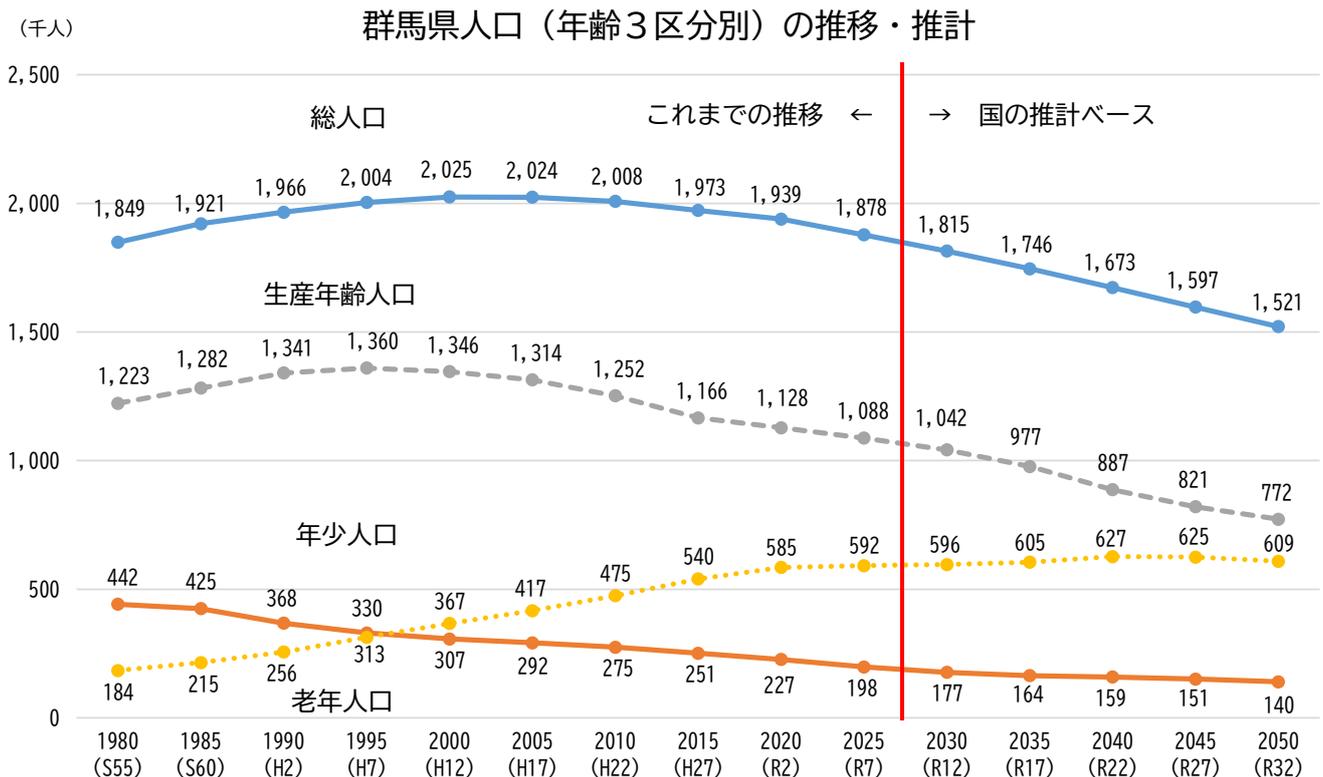


嬭恋村のキャベツ畑  
(観光ぐんま写真館提供)  
(<https://gunma-kanko.jp/>)

# 第4節 時代潮流

## 1 人口減少と人口構成の変化

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の人口は、将来にわたって減少し続けることが予測されています。生産年齢人口(15～64歳)や年少人口(0～14歳)が大幅に減少し、老年人口(65歳以上)も2040(令和22)年をピークに減少が見込まれています。



## (1)産業・経済への影響

- ・ 今後、生産年齢人口は総人口以上のペースで減少し、各地域で労働力不足がさらに深刻化するとともに、各産業において担い手の高齢化が見込まれます。
- ・ 全国的な人口減少や人口構成の変化により、消費の減少が進行すると考えられ、県内総生産の低下や、それに伴う地域の産業・経済活動の規模縮小、雇用の減少や所得低下、地域からの企業・商業施設の撤退などが懸念されます。特にサービス業などの第三次産業は、本県の雇用の60%以上を占め、その撤退は地域の雇用機会の大きな損失となります。併せて、人口構成の変化に伴い消費の「質」も大きく変動し、本県の産業構造への影響も懸念されます。
- ・ 総じて県内における農業、林業などの第一次産業の従事者の高齢化と労働力不足が進み、耕作放棄地の拡大や生産力の低下が懸念されます。その結果、特に中山間地域では、耕作放棄地の周辺で病害虫や鳥獣被害が拡大し、産地の維持が困難になるなど、地域全体に深刻な影響を与えるおそれがあります。さらに今後、人口減少による消費の減少が、農家の所得低下を招き、担い手の確保が一層難しくなることも予想されます。
- ・ 住宅や紙パルプ市場の縮小により、木材需要が減少し、林業や木材・住宅産業における雇用の減少や企業規模の縮小が懸念されます。その結果、手入れが行き届かず放置された森林が増え、二酸化炭素吸収機能や水源かん養機能などの森林の公益的機能の低下を招くおそれがあります。

## (2)地域社会への影響

- ・ 人口減少や耕作放棄地の増加に伴い、従来地域住民の利用により維持されてきた里地里山の荒廃と、それに伴う鳥獣被害の増加が懸念されます。また、世帯の人員数にかかわらず、一定のエネルギーが消費されるため、世帯の少人数化、単身世帯の増加が見込まれる中、人口が減少してもエネルギー消費は低減しない傾向にあります。
- ・ 高齢化や人口減少がある程度進行しても、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全の取組も積極的に行われる傾向があり、地域コミュニティの活性化が求められています。
- ・ 市街地の拡散と人口密度の低下により、各地域において、医療・福祉・商業などの生活に必要な都市機能の維持が困難になるとともに、移動に伴う自動車への依存がさらに高まることが懸念されます。

## 2 我が国で切迫する巨大災害

- ・ 我が国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から災害が発生しやすく、地震、台風や豪雨による水害、土砂災害などの災害が、各地で多数発生しています。
- ・ 地球温暖化に起因すると考えられる気候変動等の影響を受けて、大雨の発生数は増加すると予測され、県内でも水害・土砂災害の激甚化が懸念されます。

### 3 技術革新の進展

- ・ 温室効果ガス排出量の削減効果が期待される次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等)の普及により、電気自動車や燃料電池自動車の基盤技術である次世代電池や燃料電池等の高性能化や低価格化が進むものと見込まれます。
- ・ 次世代電池や燃料電池等の革新的技術の開発・導入により、これまでのようなガソリン自動車等の普及に伴う石油への高い依存状況から、電気や水素といった代替エネルギーへのシフトが進むことが期待されます。
- ・ 2021(令和3)年3月に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」は、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された「Society5.0」の実現に向けた国家戦略です。自然災害やパンデミックなどの課題に対応し、国民の安全・安心を確保し、AI<sup>14</sup>やIoT<sup>15</sup>、ビッグデータを活用し、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)の融合による持続可能で強靱な社会への変革、新たな社会を設計し価値創造の源泉となる「知」の創造、新たな社会を支える人材の育成を通して、一人ひとりの多様な幸せ「ウェルビーイング」を目指すこととしています。

### 4 地球環境問題

- ・ 地球温暖化は、全国各地での記録的猛暑や気象災害の激甚化・頻発化、安定的な水・食料の確保、生物多様性を基盤とする生態系への悪影響など、様々な面で変化をもたらし、人類自体の生存にも重大な影響を及ぼすおそれがあると指摘されています。

(持続可能な開発目標(SDGs)、地域循環共生圏)

- ・ 地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応は、世界のすべての国々が一緒に対応しなければ解決できない問題です。2015(平成27)年9月の国際連合総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中にSDGsとして、17のゴールと169のターゲットが設定されています。特に気候変動は、他のSDGsの達成を左右する要素であるとも言えます。SDGs全体の達成に向けて、気候変動以外のSDGsの要素とも整合的に対策を進めていく必要があります。

(気候変動対策)

- ・ 2015(平成27)年12月、「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、「パリ協定」が採択されました(2016[平成28]年発効)。国内においては、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する中期目標を掲げるとともに、長期目標として2050年までに80%の削減を目指すこととしていましたが、2020(令和2)年10月、菅総理大臣(当時)は所信表明演説で、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)とすることを宣言しました。また、2021(令和

<sup>14</sup> AIは「Artificial Intelligence(人工知能)」の略で、コンピューターがデータをもとに自動で考えたり、行動したりする仕組みを指します。

<sup>15</sup> IoTは「Internet of Things(モノのインターネット)」の略で、様々なモノがインターネットにつながり、情報をやりとりする技術です。家電、車、工場の機械などがインターネットにつながって、遠隔操作や自動制御が可能になります。

3)年4月、気候サミットにおいて、2050年ネット・ゼロと統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

- ・地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響による被害の防止や軽減等を図る気候変動への適応の取組を促進するため、2018(平成30)年12月に「気候変動適応法」が施行されました。今後は、これまでの緩和策(温室効果ガス排出量の削減等)を引き続き推進するとともに、気候変動に対して自然生態系や経済・社会システムを調整することにより影響を軽減させる適応策についても積極的に推進することが求められています。

## コラム2

### ネット・ゼロ

ネット・ゼロとは、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、実質的な排出量をゼロにすることを意味します。排出量そのものをゼロにするのではなく、削減できない分を森林吸収や技術的手段で相殺することで、差し引きゼロの状態を目指します。なお、「カーボンニュートラル」は、本計画では同義とします。

環境省は「デコ活」と呼ばれる、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を推進しています。省エネ家電の導入、断熱住宅、食べ残しゼロなど、日常生活の中でできることは多くあります。これらの取組は、年間数十万円の節約にもつながるといふ試算もあります。



かつては環境対策が「企業の善意」と見なされていましたが、今やネット・ゼロは経営戦略の中核となっています。政府も2050年までのカーボンニュートラルを宣言し、自治体や企業はその達成に向けて動き出しており、企業においては、原材料の調達から製品の使用・廃棄まで、サプライチェーン全体で排出量を削減することが求められています。

ネット・ゼロは、気候変動対策の「ゴール」ではなく「スタートライン」です。企業も個人も、持続可能な社会の実現に向けて、今できることから始めることが大切です。

(プラスチック資源循環、海洋プラスチックごみ、食品ロス問題)

- ・ 2019(令和元)年5月、政府はプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- ・ 海洋プラスチックごみ問題に対する地球規模での対応が喫緊の課題となっています。2019(令和元)年に大阪市で開催されたG20サミットでは、プラスチックごみによる海洋汚染を2050年までにゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意されました。
- ・ 2019(令和元)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が施行されました。今後、多様な主体が連携し、社会全体で食品ロスの削減に取り組むことが求められています。
- ・ 2020(令和2)年5月に策定された「循環経済ビジョン2020」では、資源を効率的に循環させ、廃棄物を最小限に抑えながら、持続可能な社会と経済成長を両立させる新しい経済システム「サーキュラーエコノミー(循環経済)」を打ち出し、単に3Rとしての活動から経済へ落としこむ方向性を示し、2024(令和6)年8月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、サーキュラーエコノミーへの移行を推進するため、資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化することが示されています。



海底のプラスチックごみ



フードドライブ実施状況

サーキュラーエコノミーとは、資源を可能な限り長く使い続け、廃棄物や汚染を最小限に抑えながら、製品や素材の価値を最大限に活かす経済システムのことです。従来の「生産→消費→廃棄」という一方向のリニアエコノミー(直線型経済)に代わる持続可能な経済モデルとして注目されています。

これまでの経済は、安く作って、使って、捨てるの「使い捨て」が前提でした。しかし、昨今、資源の枯渇や気候変動が深刻化する中で、「捨てることが前提」の経済は限界を迎えています。サーキュラーエコノミーは、製品の設計段階から廃棄を減らすことを考え、資源の循環を促すことで、環境負荷を抑えながら経済成長を目指します。

私たち一人ひとりが、リユース品を選ぶ、修理して使い続ける、食品ロスを減らすなど、日常の選択を変えることで循環型社会の一員になれます。「買う」から「借りる」へ、「捨てる」から「直す」へ。そんな小さな行動が、大きな変化につながります。

サーキュラーエコノミーは単なる環境対策ではありません。製品の長寿命化、シェアリング、再製造、リサイクルなどを通じて、新たな雇用や産業の創出にもつながります。EUではサーキュラーエコノミー関連の市場が急成長しており、日本でも2030年までに市場規模を80兆円以上に拡大する目標が掲げられています。

サーキュラーエコノミーは、環境と経済の両立を目指す新しいスタンダードです。個人も企業も自治体も、それぞれの立場で「循環する社会」への一步を踏み出すことが求められています。

## 5 生物多様性の保全

- ・人々は、地域の多種多様な生き物を基盤とする生態系から得られる恵み(生態系サービス)により、生活や文化、産業などあらゆる面で支えられています。
- ・この生物多様性は、長い年月の中で育まれてきたものですが、開発等による種の絶滅や減少、里地里山の手入れ不足による二次的な自然の質の低下、外来生物による種の攪乱、地球温暖化等の要因による生育環境の変化など、大きな危機に直面しています。
- ・2010(平成22)年に名古屋市で開催された、「生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)」を受け、全国的に生物多様性保全に向けた取組が進められています。各自治体においても、希少動植物を保護し、生物多様性を保全する取組を進めることが求められています。

- ・群馬県では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、2016(平成28)年度に「生物多様性ぐんま戦略」を策定しました。
- ・2022(令和4)年にカナダのモントリオールで開催された「生物多様性条約第15回締結国会議(COP15第二部)」では、「愛知目標」の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が合意されました。我が国ではその枠組に対応した「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、生物多様性の損失を止め、反転させ、自然を回復軌道に乗せることを目指す「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現を目指し、5つの基本戦略を掲げ、健全な生態系の確保や自然資本を守り活かす社会経済活動を推進することを示しています。

#### コラム4

### ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを目指す取組です。現在の地球は、過去1,000万年間の平均と比べて10~100倍の速度で生物が絶滅している「ネガティブ」な状態にあります。この状況を2030年までに反転させ、2050年までに自然の豊かさを完全回復することが国際的な目標となっています。

世界経済フォーラムの報告によると、世界のGDPの半分以上(44兆ドル)が自然に依存しており、自然の損失は経済にとっても巨大なリスクです。ネイチャーポジティブ経済への移行は、年間10.1兆ドルの取引と3億9,500万人の雇用創出につながる可能性があると考えられています。

ネイチャーポジティブは、私たち一人ひとりの消費行動にも関係しています。環境に配慮した製品を選ぶ、地域の自然保護活動に参加する、食品ロスを減らすなど、日常の選択が自然再興につながります。

企業は、サプライチェーン全体で自然資本への影響を把握し、情報開示や技術開発を通じて生態系の保全・回復に貢献することが求められています。これは単なる企業の社会的責任(CSR)ではなく、企業価値を高める戦略的投資でもあります。

ネイチャーポジティブは、「生き物を含めたみんなで豊かになる」ためのビジョンです。個人、企業、行政がそれぞれの立場で自然との共生を目指すことで、持続可能な未来が開かれます。

## 6 安全で安定的なエネルギー供給への期待

- ・ 人類の生活に不可欠な化石燃料や鉱物資源などは有限な資源であり、現在のような大量生産・大量消費といった社会経済活動が継続した場合、近い将来、これらの資源は枯渇してしまうとされています。
- ・ 2019(令和元)年に最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されるなど、国全体で積極的な取組が展開されています。このため、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス<sup>16</sup>等)への関心はますます高まっており、地域のエネルギー資源として、積極的な活用を進めていく必要があります。また、脱炭素化に向けたエネルギーの新たな選択肢として、水素の利用等も期待されています。
- ・ 特に2011(平成23)年の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、日本各地で地域内にある再生可能エネルギー資源から電力を生み出し、地域内で消費する「エネルギーの地産地消・自立分散化」の取組が進められており、地域における持続可能な社会の構築や地域の活性化に貢献することが期待されています。



県立県民健康科学大学の屋根に  
設置された太陽光パネル

## 7 感染症と環境政策

- ・ 世界が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)からの復興計画に着手する中で、国際連合(国連)は各国政府に対し、この機会を活用して、より持続可能で強靱(レジリエント)かつ包摂的な社会を作り上げることで「より良い復興(ビルド・バック・ベター)」を遂げるよう呼びかけ、2021(令和3)年に政府は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、感染症との共存を前提とした社会経済活動と感染拡大防止の両立を図る政策を展開しています。
- ・ 新型コロナウイルスへの対応は、すべての人に大きな影響を与え、働き方や学び方が大きく変化しています。「持続可能な開発のための教育(ESD<sup>17</sup>)」の中には、幼少期の自然体験など、どんな時代でも大切な事があり、創意工夫をして時代のニーズに対応した環境教育に取り組む必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のほかにも、未知のウイルスによる感染症が社会経済活動に大きな影響を及ぼす場合があることにも留意が必要です。

<sup>16</sup> バイオマスとは、木材や稲わら、食品廃棄物、家畜のふん尿など、生物由来の資源を指す言葉で、植物や動物などの有機物をエネルギーや資源として活用することができます。石油や石炭などの化石燃料とは異なり、再生可能で環境負荷が少ない特徴があります。

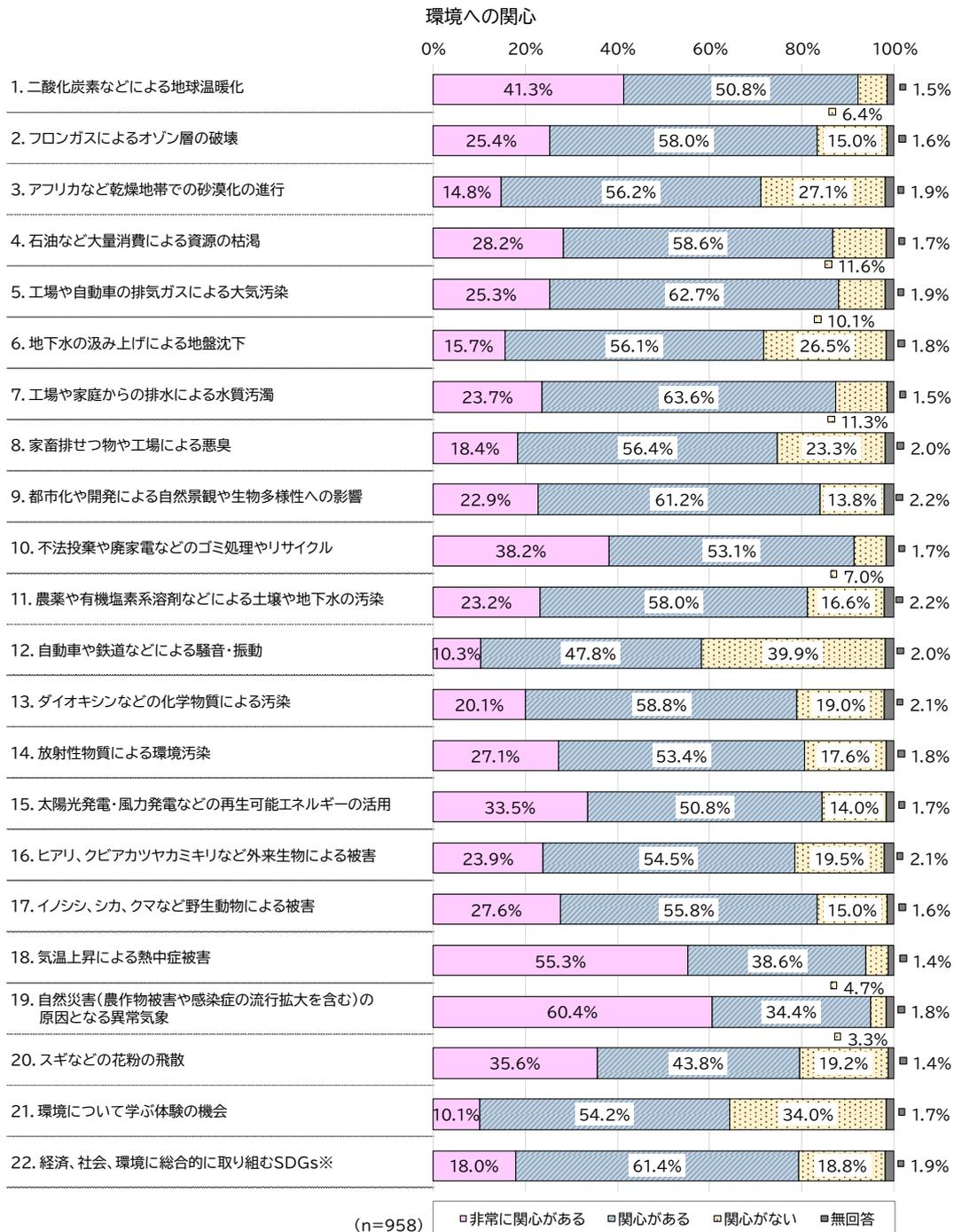
<sup>17</sup> ESDとはEducation for Sustainable Developmentの略称で、持続可能な社会を創るために必要な価値観・態度・行動力を育てる教育を指します。環境問題だけでなく、貧困・人権・平和・多文化共生など、幅広い社会課題に対応する力を育てることを目的としています。

# 第5節 県民の意識

2024(令和6)年度に県民、事業者及び環境団体を対象に環境問題に関する意識アンケート調査(以下アンケート調査という)を実施し、その主な結果は次のとおりです。

## 1 環境への関心

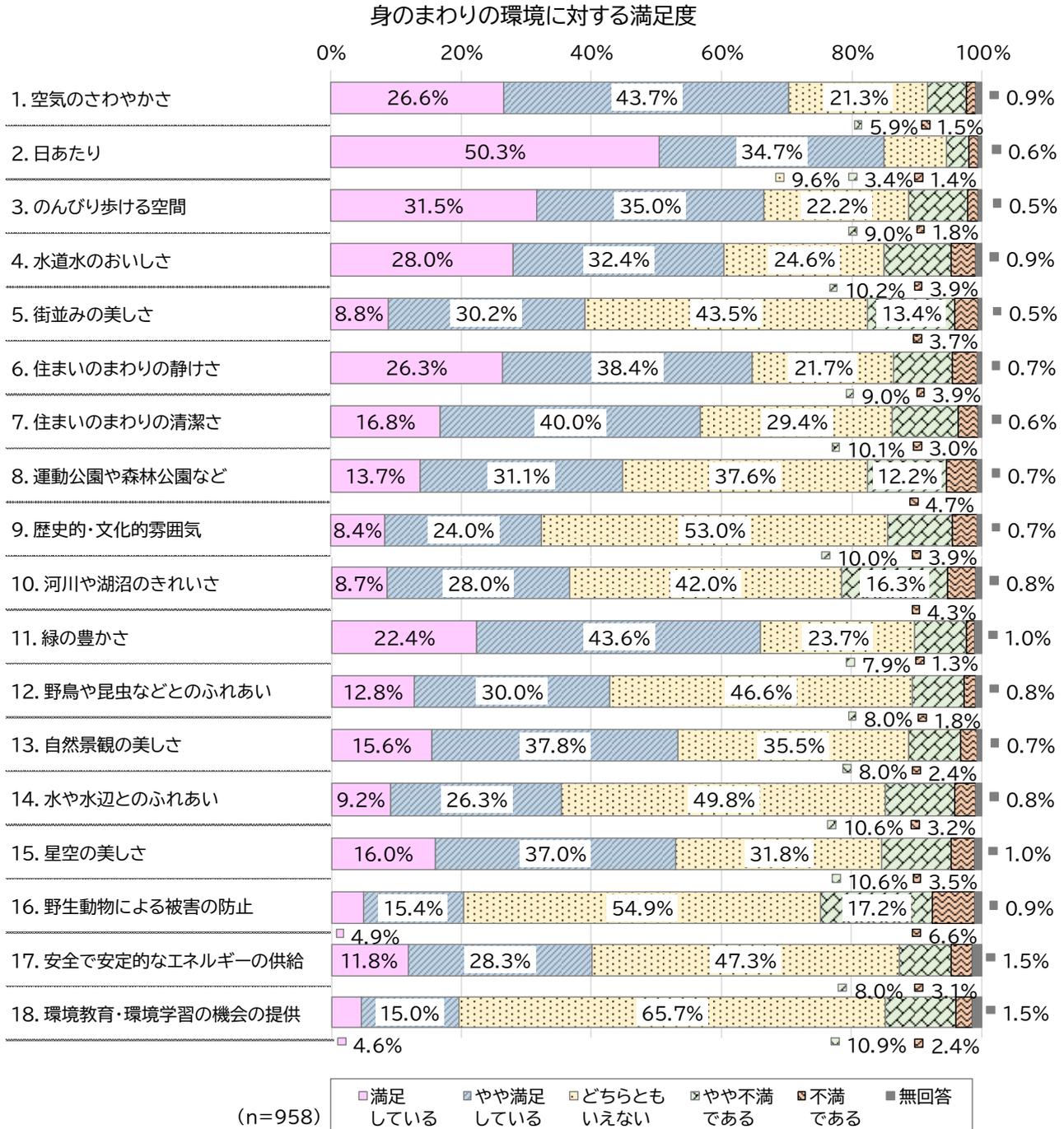
県民の関心は、「自然災害(農作物被害や感染症の流行拡大を含む)の原因となる異常気象」「気温上昇による熱中症被害」「二酸化炭素などによる地球温暖化」の回答が多く、地球温暖化を起因とする異常気象やそれに伴う影響に関心が集まっています。



(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

## 2 身のまわりの環境に対する満足度

「日あたり」「空気のさわやかさ」「緑の豊かさ」で満足と回答する県民が多い一方、「野生動物による被害の防止」「河川や湖沼のきれいさ」で不満とする回答が多く示されています。

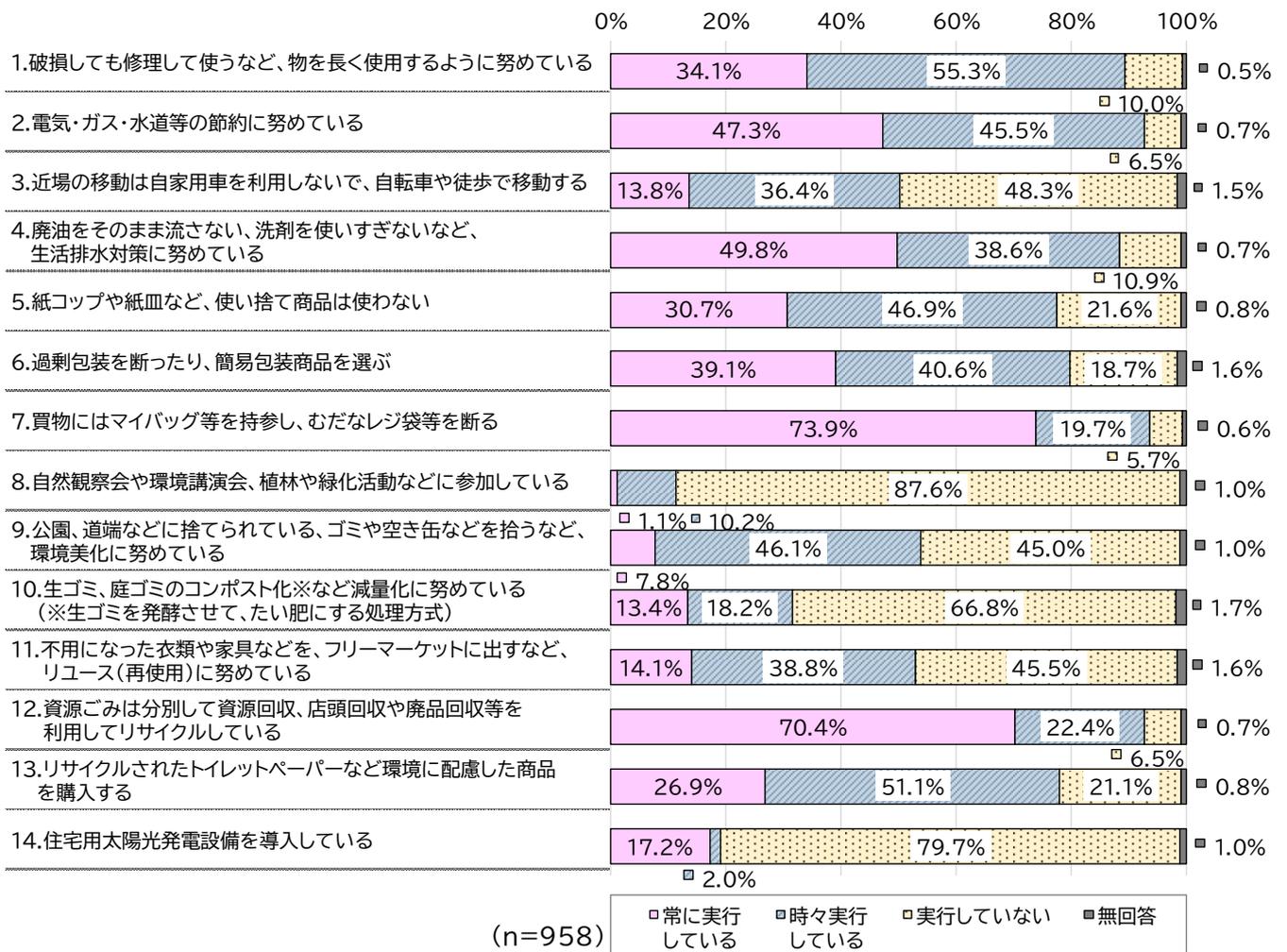


(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

### 3 環境保全への取組

「買い物にはマイバッグ等を持参し、むだなレジ袋等を断る」「資源ごみは分別して資源回収、店頭回収や廃品回収等を利用してリサイクルしている」「電気・ガス・水道等の節約に努めている」「破損しても修理して使うなど、物を長く使用するように努めている」で回答が多く、日ごろから実践できる取組が浸透しています。一方で、「自然観察会や環境講演会、植林や緑化活動などに参加している」「住宅用太陽光発電設備を導入している」「生ごみ、庭ごみのコンポスト化など減量化に努めている」で実行していない回答が多く、時間や費用、地域コミュニティに問題があることが考えられます。

環境保全への取組



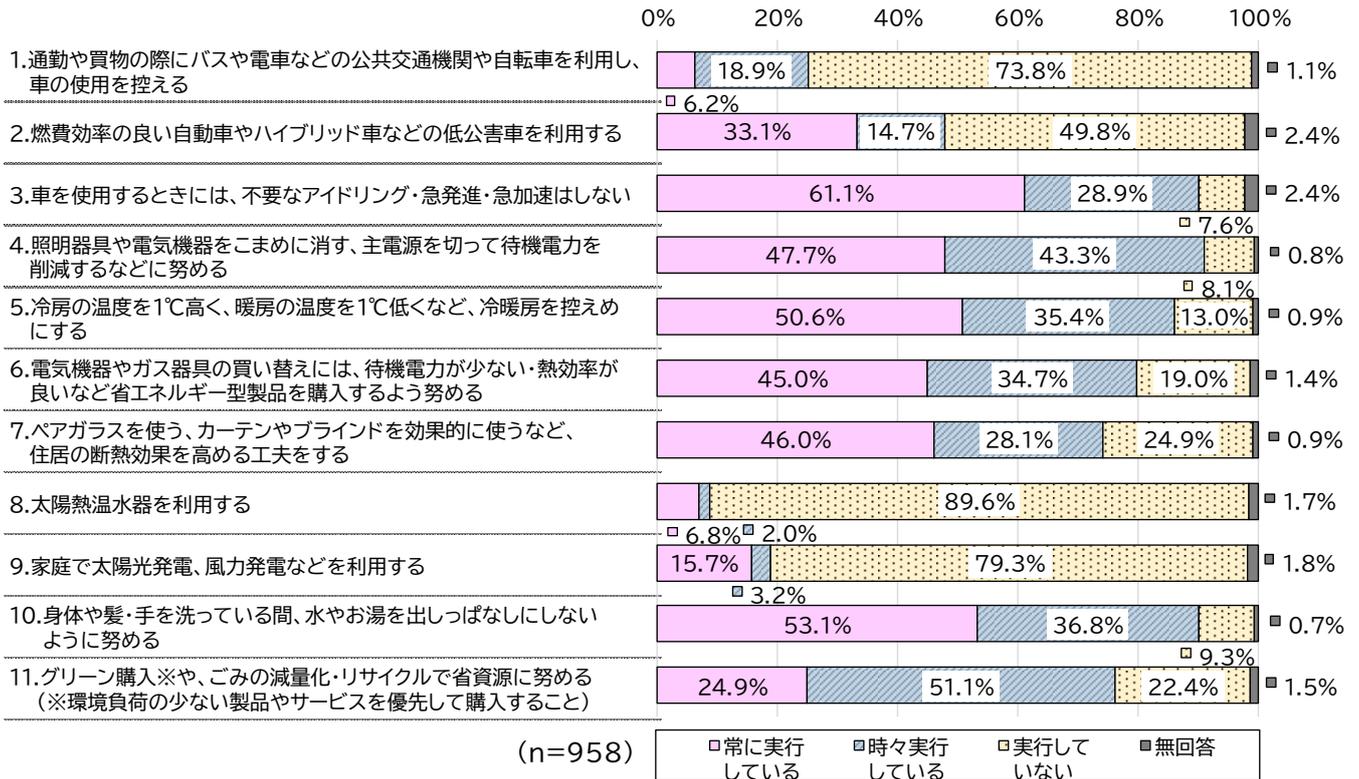
(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

## 4 地球温暖化防止のための取組

### (1) 県民の取組状況

「照明器具や電気機器をこまめに消す、主電源を切って待機電力を削減するなどに努める」「車を使用するときは、不要なアイドリング・急発進・急加速はしない」「身体や髪・手を洗っている間、水やお湯を出しっぱなしにしないように努める」で回答が多く、身近な生活の中でできる取組が浸透しています。

県民の取組状況

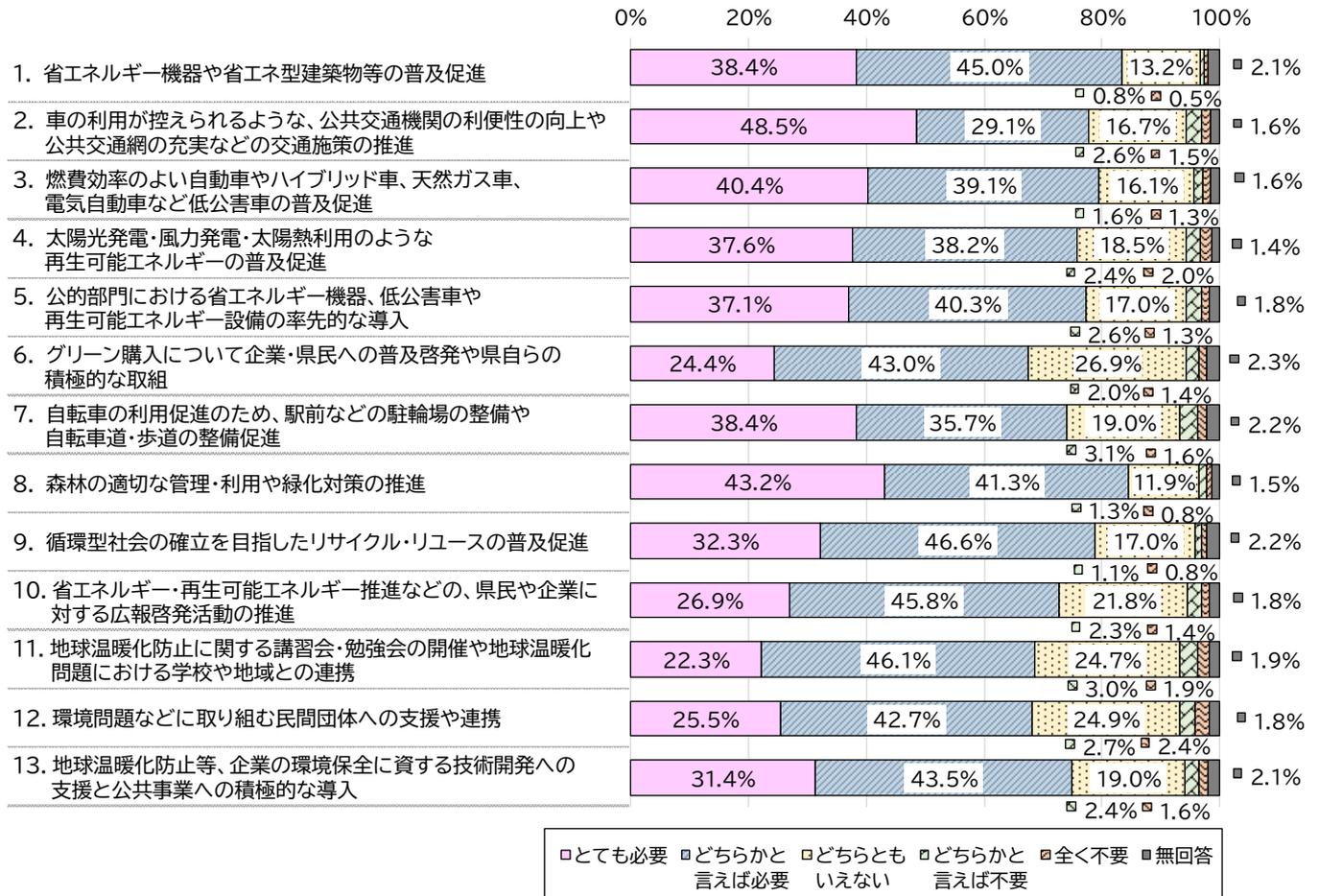


(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

## (2)県に求められる取組

「森林の適切な管理・利用や緑化対策の推進」「省エネルギー機器や省エネ型建築物等の普及促進」「燃費効率のよい自動車やハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車など低公害車の普及促進」「循環型社会の確立目指したりサイクル・リユースの普及促進」の回答が多く、県が主体となって進める取組を求めています。

県に求められる取組



(資料：2024(令和6)年度環境問題に関する意識アンケート調査)

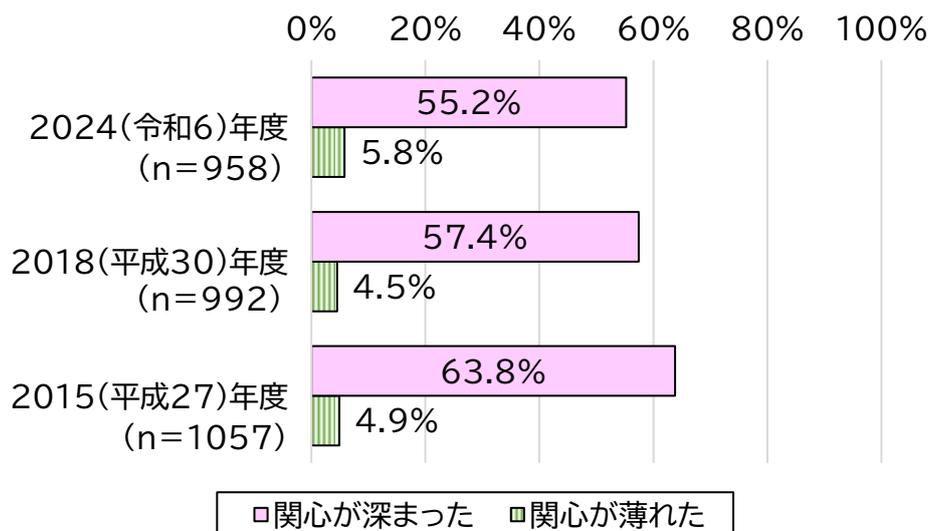
## 5 環境意識の変化

過年度にも実施したアンケート調査のうち、身のまわりの生活環境の関心度と満足度について、意識の変化を比較しました。

関心度は、「関心が深まった」とした回答は減少しています。満足度は、「満足している」回答も減少し、「不満である」とした回答も減っています。

身のまわりの環境に対する関心が薄れたため、満足度も減少しつつあると考えられます。

### 【環境に対する意識は5、6年前と比べてどのように変化したか】

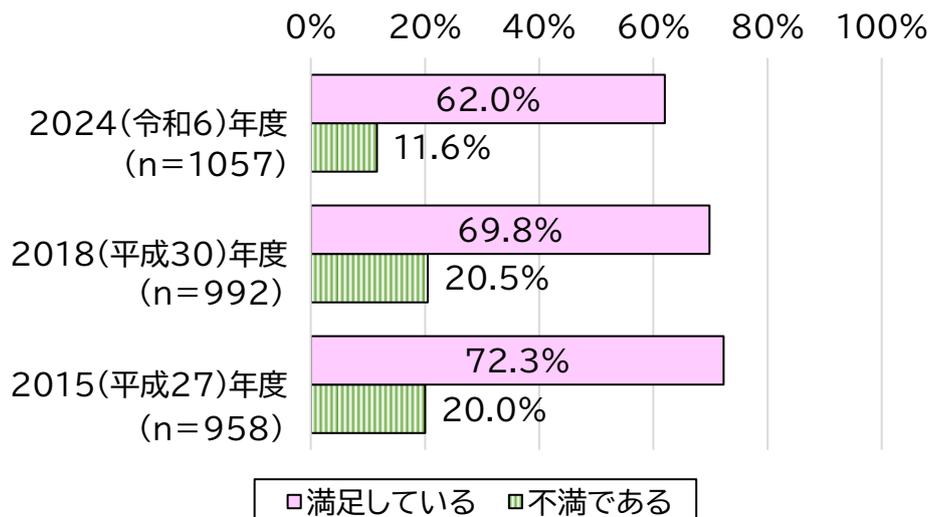


※回答は次の集計に基づく数値です。

関心が深まった:「関心が深まった」と「少し関心が深まった」の回答の合計

関心が薄れた:「少し関心が薄れた」と「関心が薄れた」の回答の合計

### 【身のまわりの生活環境全般に満足しているか】



※回答は次の集計に基づく数値です。

満足している:「満足している」と「やや満足している」の回答の合計

不満である:「やや不満である」と「不満である」の回答の合計